

議案第49号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年4月24日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
49号	1

## 守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項から第5項までの規定中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改め、同条第6項中「所得の少ない」を「第1項第1号に掲げる」に、「第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「2万3,200円」を「1万9,300円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,300円」とあるのは、「3万900円」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「1万9,300円」とあるのは、「3万7,400円」と読み替えるものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和元年5月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の守谷市介護保険条例第4条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案	頁数
49号	2

提案理由（議案第49号）

提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年10月の消費税率の10パーセントへの引上げに合わせて、低所得者の第1号保険料軽減強化のための介護保険法施行令が改正されたため条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
49号	3

守谷市介護保険条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (10) まで (略)</p> <p>2 <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、300万円とする。</p> <p>5 <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u> _____ の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万9,300円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (10) まで (略)</p> <p>2 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの市町村</u>が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの市町村</u>が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの市町村</u>が定める額は、300万円とする。</p> <p>5 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの市町村</u>が定める額は、500万円とする。</p> <p>6 <u>所得の少ない</u> _____ 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万3,200円</u>とする。</p>

49号	議案
4	頁数

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,300円」とあるのは、「3万900円」と読み替えるものとする。

(新設)

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「1万9,300円」とあるのは、「3万7,400円」と読み替えるものとする

(新設)

。

49号	議案
5	頁数